

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年3月4日

月曜日

第5201号

目次

告 示	
○都市計画事業の事業計画の変更認可	1
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	2
内水面漁場管理委員会指示	
○令和6年度増殖目標量	4
○神通川水系熊野川における水産動物採捕規制	7
公 告	
○二級建築士の免許の取消し	8
○どこでも交通安全サポート事業業務委託に係る一般競争入札の実施	
○繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施	12

告 示

富山県告示第81号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画道路事業
3・4・217号 下新西町上赤江線
- 3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成21年9月28日から令和10年3月31日まで

富山県告示第82号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・254号 経堂中間島線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成21年12月11日から令和9年3月31日まで

富山県告示第83号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営にいかわ広域2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係

書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営にいかわ広域2期地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年3月4日から

令和6年4月2日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

魚津市役所

富山県告示第84号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営国吉地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営国吉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年3月4日から

令和6年4月2日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

内共第3号 (黒部川)	黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg 以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第4号 (片貝川)	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
	黒部川内水面漁業協同組合	いわな	放流	2,000尾以上
内共第5号 (角川)	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第6号 (上市川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第7号 (上市川上流)	白龍漁業協同組合	いわな	放流	—
		にじます	放流	—
		ふな	放流	—
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上

内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流 (親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協同組合	あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m ² 以上
		もくずがに	汲み下ろし放流 (親蟹)	100kg 以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3 g 以上
いわな	2 g 以上
うなぎ	20 g 以上
かじか	5 g 以上
こい	9 g 以上
さくらます	2 g 以上
にじます	6 g 以上
ふな	9 g 以上
やまめ	2 g 以上
もくずがに	甲幅5 cm 以上

3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第169条第1項の定めには該当しないことを申し添える。

富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

神通川水系熊野川における水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

令和6年3月4日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 竹野博和

次の表の左欄に掲げる河川の同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

(4) 委託業務の実施場所

富山県内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- (2) 資料は、次のとおりとする。

ア 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

イ 設立目的を記載した書類

ウ 業務内容及び活動内容のわかる書類

エ 契約を履行できることが証明できる書類

- (3) 資料の提出期間

令和6年3月4日から同年3月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)アの資料は、入札書提出時とする。

- (4) 資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

- (5) 資料の提出方法
-

直接持参すること。

(6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和6年3月15日までに申請者に通知する。

なお、提出した資料等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ令和6年3月19日までに提出しなければならない。

回答は、令和6年3月25日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号
富山県警察本部交通部交通企画課庶務係
電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年3月4日から同年3月8日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和6年4月1日 午後1時30分

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和6年4月1日 午後1時35分

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 2 階 202 会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記 3 の資料等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年3月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 業務の名称**

繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務

(2) 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 派遣業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納品場所

富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

(3) 優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されている者であること。

(4) 富山県内に事務所を置く者であること。

(5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月

以上にわたり相当量完了した実績を有していること。

(6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式2）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和6年3月13日（水）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

(1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部人事課人事係

電話 076-444-3162 (直通)

(2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

令和6年3月8日(金)午後5時15分

(3) 入札説明書等の配布

令和6年3月4日(月)から、入札説明書等を富山県ホームページ「繁忙期等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

5 入札方法及び日時、場所

(1) 入札方法

出場入札

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和6年3月15日(金)午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」

とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) その他詳細は、入札説明書による。
-

